		(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
		屋外広告物法第三条（公告物の表示及び公告物の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）以下この項において同じ。）の規定が適用される畜舎等	屋外広告物法第四条（公告物の表示及び公告物の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）以下この項において同じ。）の規定が適用される畜舎等	屋外広告物法第五条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）以下この項において同じ。）の規定が適用される畜舎等	港湾法第四十条第一項の規定が適用される畜舎等	駐車場法第二十条の規定が適用される畜舎等	宅地造成等規制法第八条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定が適用される畜舎等	流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項の規定が適用される畜舎等
消防法第十七条第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項	屋外広告物法第三条第一項から第三項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	屋外広告物法第四条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	屋外広告物法第五条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	港湾法第四十条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	駐車場法第二十条第一項又は第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項の規定に適合していることを証する書面
	当該認定に係る消防用設備等に関する事項	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項	当該条例で定められた制限に係る畜舎等その他の構築物に関する事項	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していること	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していること	流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項の規定に適合していること

(三)	(三)	(三)	(三)
都市計画法第五十三条第一項又は同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項の規定が適用される畜舎等	都市緑地法第三十九条第一項の規定が適用される畜舎等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第五条第四項の規定が適用される畜舎等	建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する畜舎等
都市計画法第五十三条第一項又は同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第三十九条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第五条第四項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	平面図 耐火構造等の構造詳細図 使用建築材料表 建築基準法施行令第百八条の三第一号の耐火性能検証法により検証した際の計算書 発熱量計算書 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの確認に必要な図書
当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	開口部の位置及び寸法 防火設備の種別 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量 建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法 建築基準法施行令第百八条の三第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法 建築基準法施行令第百八条の三第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法 建築基準法施行令第百八条の三第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項	